
《論 文》

鎌倉幕府体制下の諸身分について

北 爪 真佐夫

要 旨

すでに幕府体制下の諸身分については、種姓（氏素姓）や幕府法、さらには慣習で一定の検討を試みた。だが具体的な実態については、「吾妻鏡」や慣習・多数の鎌倉期の古文書（あまり適格な史料はない）を軸として再論を試みてみた。將軍や執権（政所の大江広元は同格）、さらには五位六位の有力武士、中下層の六位七位の武士、これらに仕えている郎等（郎従）については深めることができたように思うが、被支配身分たる百姓以下については身分論としては今回は充分に検討することはできなかった。

キーワード：有力武士、中下層の武士、郎等

はじめに

今日では「格差社会」などといわれるよう人々の貧富などの問題で「格差」が問題となっている。勿論「人身賣買」は禁止されているし一定の社会保障制度が存在している。しかしながら人々は法の上で平等ではあるものの経済的にはかなりの差が生じ現代社会では問題となっているのである。近代以前では階級は不明瞭ながら人々は「身分」差があり「身分制社会」であったのである。それ故に身分はいつ如何なる理由から解消されたのかは解明すべき重要な問題であるし、ここで取りあげる鎌倉時代でも当然ながら身分制社会であって、身分にはどのようなものがあり、人々をどのように規定していたのか自明の問題として扱うことなく研究してみる必要があるのである。

私はすでに一種の「種姓」（氏素姓）によってその地位が持続される問題として鎌倉時代の將軍と執権について検討した⁽¹⁾。つづいて主とし法の上での身分を扱ったが両論文は鎌倉時代の構成員の全体を問題としたわけではなく前者については吾妻鏡を主たる史料として検討し、後者は身分が法的、慣習的に固定し、それを支える存在として、主として御成敗式目と追加法などによって中心的には「御家人」身分を検討したのである⁽²⁾。今回は鎌倉幕府の中心的な位置を占める「御家人」を問題にし、御家人に従っている「家子」（血縁者）「家人」（非血縁者）や郎等・所従を扱うが彼等もまた支配者とみてよいであろう⁽³⁾。もっとも「所従」

や「下人」は庄園公領で御家人の支持のもとで年貢収取（「百姓」）にあたったり軍事的な紛争に從事する存在であるが一部は階級的には「奴隸」や農奴であるという隸属性的な存在でもあるという説もある。最後に「非人」は支配外の存在であり多数を占める「百姓」などは被支配階級で⁽⁴⁾「家子」は御家人の一族で、それ以外の家人たちは將軍との位置関係からいうならば「又御家人」ともいふことができる。

以下は人文学会紀要83・84号でかならずしもふれ得なかつた部分を含めて主として鎌倉期の御家人を軸にしてさらに身分問題を追求することにしたい。

註（1）札幌学院大学人文学会紀要第83号2008年3月。

（2）札幌学院大学人文学会紀要第84号2008年11月。

（3）札幌学院大学人文学会紀要第85号。

（4）中世の庄園史料ではしばしば登場する。前者の非人は法的には成敗の対象外であった。中世法制史料集第一巻鎌倉幕府法 佐藤進一、池内義資編、追加法二四三。

（一）

まず、指摘しておかねばならないこととして鎌倉時代の大部分の古文書を網羅した竹内理三編「鎌倉遺文」には「又御家人」にあたる「家人」「郎等」などはほとんど登場していない。もっとも法制史料集（佐藤進一ら編）には比較的表示されている。それ故にこのことからみても「御家人」たちと郎等などとの身分差が明瞭に存在するといってよいであろう。以下、「御家人」を抽にして検討をすることにしたいが、前述の古文書に「家人」や「郎等」が登場しないのは譲状や幕府や六波羅の指令などが主なもので、家人や郎等に直接指示をすることはほとんどないから当然といえば当然である。

さて、再言することになるが、御家人とは往昔以来の開発領主で、幕府の下文を賜わった存在であり、地頭とは右大将家以来、代々奉公し御恩を蒙った存在なのである⁽¹⁾。

ところで、建久元年十一月賴朝は上京して権大納言、右近衛大将に任官したが翌月に両官を辞している⁽²⁾。もっとも文治元年三月に平家追討賞として従二位⁽³⁾、同四年には正二位の位階を得ている⁽⁴⁾。建久三年三月に後白河法皇が死去したあと七月に待望の征夷大將軍に任命されている⁽⁵⁾。二代目の將軍賴家の最終の官位は従二位で征夷大將軍であった。三代目の実朝は官位の任官に対しては熱望し、官位の獲得に対しては義時のすすめで大江広元が意見をしたもの⁽⁶⁾左近衛大将、従二位、右大臣に任せられている⁽⁷⁾。次の摂家將軍賴経は正二位、民部卿⁽⁸⁾、次の賴嗣は左近中将で位階は従三位⁽⁹⁾、次ぎの親王將軍宗尊親王は三位・中将で⁽¹⁰⁾官職は低い。次の惟康親王は文永三年に將軍となり従四位上、中納言（従三位）となり在位は23年と長期にわたったが⁽¹¹⁾正応二年に持明院統系の久明親王と將軍にかえられたためその地位を追われた。そのあとを9年程將軍の地位にあったがこの人も北条氏のために都にかえされ

た。そのあと25年間、將軍の位置にあった守邦親王が幕府滅亡後、出家し元弘3年8月に死去している。

次に執権連署についてみると北条時政は遠江守となっているから従五位下であろう。官職については陸奥守・右京権大夫になっている⁽¹²⁾。次の義時についていえば従五位下から従四位下、官職は陸奥守と右京権大夫を辞している⁽¹³⁾。その後の時房、泰時についてみると二人とも正四位下で時房の最終的な官職は修理権大夫、泰時は武藏守、左京権大夫で⁽¹⁴⁾、二人とも死去にあたっては辞している。経時は左近大夫将監、武藏守となっている⁽¹⁵⁾。時頼は相模守⁽¹⁶⁾、重時は陸奥守⁽¹⁷⁾、時頼の位階は正五位下⁽¹⁸⁾、康元元年には政村は武藏守、長時は連署で、陸奥守に叙せられている。なお、政村は相模守に転じ、長時は従五位上、政村は従四位上、文永二年には左京権大夫に任じられている⁽¹⁹⁾。この後の北条氏の官位は省略するが位階でみると將軍と執権連署には差のあることが解る。なお、頼朝の妻の政子は二位となっているが義時没後の北条氏の中心として一族の紛争を解決し、執権政治の安定化を計ったばかりではなく実朝なきあとの摂家將軍の擁立に務めたことなどによるものであろう⁽²⁰⁾。さらに例外的存在としては長期にわたり政所別当を務め七十八才で死去した大江広元は陸奥守も務め正四位下で執権などに匹敵する位階を確保している⁽²⁰⁾。それ以下の御家人の位階は最高でも五位であって六位でも多くの御家人はそのような位階を得ることができなかつたのである。

このような序列には矛盾が生じるのであって和田義盛は内々に「上総国司」を所望したのであるが將軍実朝は政子に相談したところ彼女は頼朝時代は「侍受領」は停止すべきであるとの沙汰が出ているとして、結局は許されなかったのである⁽²¹⁾。上総国は大国であったから正五位下であるので執権などとの差はあるが「侍」では認めないということが慣習化していたのであろう。清和源氏の流れをくんだ源範頼、駿河守源広綱、武藏守源義信などや頼朝の親戚にあたる藤原能保は讃岐守になることが認められている⁽²²⁾。勿論、これは知行国主は頼朝で名国守であろう。以上は元歴元年六月のことで、翌八月には源義範には伊豆守、源惟義には相模守、源遠光には信濃守、源義資には越後守、源義経には伊与守が元歴元年頼朝の推挙で認められている⁽²³⁾。この他に源蔵人がこの年の五月に家人久実らが昼御座御剣盜人を捕えた賞として従五位上に任じられ、家人久実は兵衛尉を賜わったという⁽²⁴⁾。この場合は朝家が任命し、鎌倉幕府に報告したものである。さて源家出身の御家人でみると源（安田）義資の父遠江守義定は子息の縁座で梶首されたが寿永二年八月に従五位下（遠江守）、文治五年下総守、建久二年三月には遠江守に還任し、同年には従五位上に叙せられたとある。建仁二年一月には入道従五位下行大炊助源朝臣義重が死去しているが彼は陸奥守源義家の孫の新田義重で、清和源氏の流れをくむ存在であった。勿論、五位六位に叙せられたのは幕府の創立期には以上のような人々が任叙されているが他の氏人＝御家人も任命されるようになったのである⁽²⁶⁾。

さて、御家人内部の身分というよりは序列といった方が正確のようにも思われるが五位六位は御家人内では特別な位置を占めた存在といつてよいであろう。

こうした五位六位の御家人の位置が明瞭となるのは勝長寿院（南御堂）の供養の儀が文治元年（1185）十月廿四日に大規模なかたちで行われている。この「御歩儀」に参加している御家人をみると、まず先の隨兵十四人は畠山重忠、千葉太郎胤正、三浦介義澄や藤九郎盛長等々の武士達で位階の記載はないが五位か六位の位階を得ていたであろう。この十四人の最後の二人は北条四郎義時、小山兵衛尉朝政で、そのあとは小山五郎宗政が御剣を持ち、佐々木四郎左衛門高綱が御鎧を着し、愛甲三郎季隆が御調度を懸けてつづき、將軍の後は五位六位の御家人が布衣下括して卅二人が従ったのである。卅二人とは以下の御家人=侍であった。

源藏人大夫頼兼、武藏守義信、参河守範頼、遠江守義定、駿河守広綱、伊豆守義範、相模守惟義、越後守義資、上総介義兼、前対馬守親光、前上野介範信、宮内大輔重頼、皇后宮亮仲頼、大和守重弘、因幡守広元、村上右馬助経業、橋右馬助以広、関瀬修理亮義盛、平式部大夫繁政、安房判官代高重、藤判官代邦通、新田蔵人義兼、奈胡蔵人義行、所雜色基繁、千葉介常胤、同六郎大夫胤頼、宇津宮左衛門尉朝綱、八田右衛門尉知家、梶原刑部丞朝景、牧武者所宗親、後藤兵衛尉基清、足立右馬允遠元⁽²⁷⁾でこのあと次隨兵十六人で下河辺行平以下が記され、次の隨兵は六十人で弓馬達者のものが選ばれて皆最末に供奉し、御堂上の後に各々門外の東西に伺候したのであったが、その指揮は侍所別当和田義盛と所司の梶原景時が指図したのであった。この二人は恐らくは五位六位の位階に任叙されていたものと思われるが、前述の卅二人の五位六位については十五番目の因幡守広元あたりまでが五位であろう。この他先の隨兵のうちの北条四郎義時、小山兵衛尉朝政も任叙されているものと思われるから少くとも四十人近くは五位六位の位階を得ていたであろうし、彼等は側近であるばかりでなく幕府を構成している有力武将とみてよいであろう。こうした五位六位の御家人は將軍の供奉とか行列にあたって將軍のあとや前につく例がほとんどで、頼朝時代より後には多くは五六十人となり、文士の御家人たちは五位六位であっても全部が供奉に参加するわけではなく少くとも百人近くはこのような位階を得ているとみてよいであろう。勿論、五位・六位のほか左右の兵衛少尉や近衛少尉など七位（正・從）以下の官職を得る御家人がおり、そのためにはこうした官位を得るために「朝家」に対する労効か成功錢などの上納が必要であり、かつ將軍の推挙が必要なのである⁽²⁸⁾。このような位階についてはすでに石母田正氏が位階の位とは「朝堂に居ル所、之ヲ位と謂ウ」として朝堂における席次であり（官位令集解）それは律令制社会における官僚の席次=序列を示すもので⁽²⁸⁾、幕府もこれを踏襲しているのである。すでに述べているところであるが、供奉人の着座の席で父千葉常胤よりも子息胤頼の方がやや上座であったことから終ったあの「境飯」の席で御家人たちの間で話題=問題となった時に、頼朝は平家が天下の権をとった時に彼は京都にあったが源家に対抗するようなことはなく遠藤左近衛將監持遠の推挙によって上西門院統子に仕え、彼の御給によって從五位下に叙せられていたので問題はないと述べているのである⁽²⁹⁾。したがって官職や位階は身分というよりも上下の序列といった方が正確であろう。ただし、鎌倉期では83号で述べたように將軍や執權などは五位・六位よりも上位の位階を得ていたのであ

り、五位・六位は御家人層のなかでは特別な位置＝席次などを占めていたので、御家人内の上位身分であったばかりでなく有力武者であったのである。鎌倉初期では有力な御家人たちも京より遠国に住んでいたことなどを理由に「顕要官」⁽³⁰⁾に就くべきでないと再三にわたって頼朝は自身はもとより御家人たちにも命じていたのである。

ところで平家や木曾義仲、さらには奥州合戦などにより有力な御家人たちは所領・所職を確保（恩賞）したり、源氏の有力者の所領を没収したりして、頼朝自身も関東御領を確保したばかりでなく、時には九ヶ国の知行国を得たのであった⁽³¹⁾。ところが頼朝なきあとは83号で述べたように梶原、和田、三浦などが叛乱を理由に追捕され、将軍はロボット化され、最終的には北条氏の専制化が実現するのである。この点は二代将軍頼家は将軍の地位の安泰化を計ろうとしたようで、将軍となってまもなく「諸訴論事」を頼朝が専断したように直ちに決断することを停止させられたばかりでなく、今後は「大小事」についても、北条時政、同義時、兵庫頭広元朝臣（政所別当）、大夫属入道善信（問注所執事）、三浦介義澄、八田右衛門尉知家、和田左衛門尉義盛（侍所別当）、比企右衛門尉能員、藤九郎入道蓮西、足立左衛門尉遠元、梶原平三景時、民部大夫行政らが談合を加えて成敗を計るものとされたが⁽³²⁾、正治二年（1200）十二月廿八日に政所に命じて頼朝挙兵時の治承、養和以後の新恩地について御家人ごとに五百町歩を過ぎた者についてはその餘剰を無足の近仕者に賜わるよう諸国の田文を召出させるよう命じたところ政所別当広元はこれは珍事であり、人の愁、世の誇りをうけるとして彼の朝臣以下宿老は殊に周章し問注所の執事善信がしきりにいさめ明春に沙汰してはということになり、この件は実現しなかったのである⁽³³⁾。個々の問題にいちいち述べる余裕はないが戦争（合戦）するにあたっては勝利者側は敗北者側の所領所職を没収し前者に配分されるのである。いま一例をあげれば奥州合戦が有名かつ大規模に行われたということができようが、ここでは建保元年（1213）の和田合戦の事例でみてみると信濃国の謀叛のかどで和田平太胤長らが捕えられ、上総国にあった和田義盛は一族九十八人を引率して南庭に列座し、囚人となった胤長の厚免を申請したが彼はこの度の張本で計画をたてた人物として預けられた金雀行親の許から山城判官行村方に引渡されて重ねて罰するよう指示されたとして胤長は面縛されたまま和田一族の座前で行村方に引き渡されたため、和田義盛を怒らすことになったし、さらには胤長の莊柄前の御所東隣の便利の屋敷を北条義時輩下の金雀行親と安東忠家に分給される⁽³⁴⁾ことになり、この仕打ちなどから合戦となり⁽³⁵⁾敗北したのであるが建暦三年（1213）五月二日三日の合戦で被討人々の日記によれば和田一族が十人（小者郎等十三人）、横山人々三十一人、土屋人々十人、山内人々二十人、渋谷人々八人、毛利の人々十人のうち名字の異なる森辺氏とその甥、渋河氏の四人が含まれている。この他、梶原、宇佐美、大庭、土肥、豊田、四宮、愛甲、金子の人々が総計十三人（例えは梶原姓の者は三人とか愛甲の者たちは三人などが含まれている）。その他六十人の侍が戦死したとある。勿論、このような合戦であるから幕府側も多くの犠牲者を出している⁽³⁶⁾さらに敗北した和田氏側では宗たる所領のみでも甲斐国波加利本庄など二五所の

所領が没収され配分されているのである。もっとも宗たる所領とはいえて配分されているのは有力御家人のみである⁽³⁷⁾。

さて、このような有力者の合戦による殺戮と所領所職の没収は二代將軍以降しばしばられたのであるが、宝治元年（1247）の北条時頼による三浦泰村一族の族滅の問題にふれてみたい⁽³⁸⁾。この宝治合戦では三浦泰村以下宗たる輩の都合五百余人が自殺し、このうち幕府の番帳に聽された者は二百六十人で、宝治元年六月廿二日若狭前司泰村以下宗たる者の交名が御寄合座で注申披露された御家人の自殺討死者は百八人であった⁽³⁹⁾。合戦直前に執権の使者近江四郎左衛門尉氏信に泰村は「此間世上物騒、偏似一身之愁、其故者、兄弟共超越他門宿老、已爲正五位下也、其外一族多帶官位、剩守護職數ヶ国、庄園數万町、吾衆之所掌也、榮運已窮訖、於今者、上天加護頗難測之間、非無讒訴之慎云々」⁽⁴⁰⁾と述べ、謀叛の疑いをかけられることを警戒している。さらにこれまでの一族について「思数代之功、縱雖累葉、可被宥罪業、何況義明以來、爲四代家督、又爲北條殿外戚輔佐内外事之處、就一往讒忘多年昵忽被与誅戮之耻、何恨与悲計会也、後日定有下被思合事歟」⁽⁴¹⁾とも述べたという。勿論、この思いは北条氏に向けられていたもので、北条泰時以来、実質的な権力は北条氏が掌握していたのである。だが、頼朝なきあとは以上の二人の御家人ばかりでなく有力な御家人が対立したり謀叛を理由に追捕され所領を没収されたのである。勿論、頼朝時代にもそうした謀叛を理由に滅亡された御家人も少くない。頼朝は源家出身者や幕府創立過程で武勳を立てた御家人たちを優遇したものの義仲、義経をはじめ、源家の有力者に対しても滅亡させたのである。いずれにしても、鎌倉創立以来、奥州合戦や平氏の残党を打ち破り恩賞を得た有力御家人も少くない。だが流通過程の発展や分割相続、たびたびの飢饉や御家人たちが奢侈に流れたりしてそう所領を拡大することはできず、他方で寺社領などの保護の手前そちらに侵出することにも限界があったのである。北条氏の支配も磐石とはいはずしばしば弘長年間（1249～1255）ともなれば、朝廷も幕府も新制を発布し、過差や僨約につとめ花美を止めたのである。他方では弘長2年には寄沙汰を禁ずるとともに以前より諸国に悪党が蜂起し、鎮圧をせざるを得なかったのである。それ以降の弘長年間ともなれば風害によるとはいえ將軍頼嗣の上洛を延期し、費用を負担した百姓に課役を返しているのである⁽⁴²⁾。さらに文永年間ともなれば幕府は農繁期の百姓使役や裏作麦の課税を禁じているのである⁽⁴³⁾。

ところで初期では將軍の供奉隨兵を務めることは誠に名誉なことであった。一二一八年（建保六年）將軍実朝が右大臣に任命され鶴岡八幡宮に拜賀するにあたり供奉隨兵を募ることになり、欠員が生じたため「文士」出身の山城左衛門尉基行らが務めることになったのである。彼は「文士」出身であるが父行村は有力御家人三浦義村とともに「御奉行人事」を奉行する侍所所司であったこともあって参加が許されたのかも知れないが、隨兵となる資格は三徳を兼備することが必要で第一は「譜代勇士」であること、第二は「弓馬達者」であること第三は「容顔美麗」であることであるが、「文士」出身であるものの父祖の行政・行村・行基はともに御家

人として頼朝に仕えていたことが参加を許されたのであろう。当時は武家社会であるから文士はやや同僚たちからは低くみられたのであろう。こうして基行は「此御拜賀者，関東無双晴儀，殆可_レ謂_二千載一遇_一歟，今度被_レ加_二隨兵_一者，子孫永相_二継武名_一之条，本懷至極也」⁽⁴⁵⁾といつてるのである。このときの欠員は二名であったが、隨兵となるのにはそれなりの資格が問われ、基行の喜びはひとしほであったといってよいであろう。その後は基行は順調に地位をあげているのであるが、ところで弘長二年（1262）の放生会所役に辞退者が生じているし、同廿九日条でみると前述の四人の他に「所勞」や「持病」を理由にさらに四人の辞退が許され、さらに鎌倉人々中でさし障りがあるとして九人が「勞」を理由に辞退を申し出ている。さらに鶴岡放生会を前にして六人が参加を辞退し、こうしたことははなはだ自由であるとして放生会後に殊に沙汰するという有様であった⁽⁴⁶⁾。

以上のような事態はそれなりに理由がありある面では深刻である。というのは庄園本所側での悪党追捕にも有効に活動することなく、なかには悪党に協力したり、匿う者もみられたのである。さらに对外関係としてはとくにモンゴルとの関係で西国の御家人たちは文永、弘安期以後も「凶徒」の襲来に備えるため警固番役を務めるほか石築地の構築⁽⁴⁷⁾に務めることになったが、この構築は出兵しない者の所領に対し、武家領・本所一円地を問わず田一反あたり長さ一寸の割合で石築地を賦課したというものであった。その後も防備を求めたのである⁽⁴⁸⁾。

さらに経済的には永仁五年（1297）に永仁徳政令を発し⁽⁴⁹⁾、御家人の救済を計ったが成功せず翌年一部を廃し、越訴を禁じたもの又復活せざるを得なかったのである⁽⁵⁰⁾。

ところで徳治三年（1308）に筑前権守（父は出雲守という）が長崎新左衛門尉殿に「平政連諫草」を進上している。五条にわたる諫草は各条ともに注目されるのであるが四条の「固可_レ被_レ止_二過差事_一」の一部で「～就_レ中、前武州禪門者、専住_二淳日_一、依_レ行_二節素_一、世属_二豊稔_一、人有_二資_一儲、上以富_二寿孝_一、下以多_二耆老_一、国適有_二飢荒_一、則施_二賑給之恩_一、民自令_二困乏_一、亦及_レ貢物之免_二（中略）臨時公役、不日御要、俄難_レ賣_二所帶_一、元從_レ無_二所蓄_一、仍切_ミ雖_レ有_二嚴命度_一及_レ固辭_二、爲_レ上爲_レ下、不_レ可_レ不_レ痛、匪_レ啻_レ由_二過差之所積_一、亦是在_二分限之所_レ減、以_二父祖一身之足_一、更依_二子孫_一乞_二無_一減儀_二、諸御家人所領分限事、昔過半不_レ劣_二千町_一欽、今千町分限、不_レ過_二十餘人_一乎、十分九者、四五十町歟、其以下二三十町、十二十町許也、十町内又無_レ之、此輩就_二番役_一令_二參住_一、依_レ訴訟_二被_レ召置_二、渡世之法合期不_レ叶、無_レ儉約之實_二者_一爲_レ下難_レ堪_二之儀_一哉、次於_二無足及凡人_一者、以_二狂惑_一爲_レ宗、以_二奸謀_一爲_レ先、衣食不_レ足、廉耻無_レ顧_二之故_一也、事_ミ止_二過差_一、漸_ミ積_二財產_一、更非_二他事_一、昔孤竹二子之讓國、虞芮両人罷_レ獄、共因_レ辨礼節_二也、魯人塗不_レ拾遺_二、周朝官無_二行刊_一又囚知_二廉耻_一也、上下止_二過差_一貴賤蓄_二財寶_一者國屬_二富饒_一、人住_二質直_一、然者、誇論之心相罷、盜賊之難斷絕、利人救_二世_一之詮_二者_一、好儉制美之源也（後略）」⁽⁵¹⁾と述べて進上している。

これでみると少くとも、後半、とくに鎌倉末期にあたっては支配者は勿論のこと、あまりふれることができなかつたが下層の雑人にとっても著しく前途困難な事態となつてゐることはあきら

かである。なお、官位については、守護は武家社会独自の官職であって、当然にも位階は五位六位を得ていたであろう。さらにこうした官位は古代と同じく成長するに従って父祖と同じ官位を得ることができたであろうし、武勳による恩賞は所領などが中心であったであろう。鎌倉末期では平政連諫草にいうように全体としては寺社領などの侵食はそう進むことはなく、御家人は全体としては分割相続や流通の進展、加重な負担、農民にそう転化することは困難で、衰退の方向に進んでいったとみてよいであろう。つまり御家人などの「身分」にはそう変はないものの内部の事態は御家人たちでみれば所領は全体としては小さくなり（増大したものもあるが）百姓とともに内実には多大な変化が生じているのである。

- 註 (1) 佐藤進一・池内義資編「中世法制史料集」第二巻 附録一所収。
- (2) 吾妻鏡 建久元年十二月三日条。
- (3) 吾妻鏡年譜 文治元年三月廿七日に平家追討賞として叙せられている。
- (4) 吾妻鏡 文治四年正月十三日。
- (5) 吾妻鏡 建久三年三月十六日条。
- (6) 吾妻鏡 建保四年三月十八日及び二十日条。
- (7) 吾妻鏡 建保六年十二月二十日条。
- (8) 吾妻鏡 嘉禎二年七月廿日 年譜。
- (9) 吾妻鏡 建長三年六月廿七日 年譜。
- (10) 吾妻鏡 正治一年十月廿六日 年譜。
- (11) 吾妻鏡 久明親皇は正応二年から延慶元年まで將軍を務め最後の守邦親王はそのあと元弘三年まで、
以上は吾妻鏡関東將軍次第による。
- (12) 吾妻鏡 建保元年二月二七日 従五位下。
- (13) 吾妻鏡 元仁元年六月十三日死去。六十二才、元久元年（1204）より元仁（1224）まで執権をつとめる。なお、建暦三年（1213）には政所別当にもなっている。
- (14) 吾妻鏡 仁治元年一月廿四日条。
- (15) 吾妻鏡 寛元四年五月に死去し、同年三月廿三日に執権を弟時頼に譲っている。
- (16) 吾妻鏡 弘長三年十一月廿二日、時頼死去相模守正五位下であった。
- (17) 吾妻鏡 弘長元年十一月三日、從四位下陸奥守平朝臣重時死去。
- (18) 評定衆伝 弘長元年執権、それ以前は評定衆、引付頭人、左京權大夫正四位下などを務める。この点では執権を務めた時頼と六波羅探題、執権を務めた長時は何故か正四位になっていないのか。年令とか
顕要官につくのは消極的であったのであろうか。
- (19) 吾妻鏡 建保六年十一月廿六日条によると去る十三日に從二位叙せられたとある。
- (20) 吾妻鏡 嘉禄元年六月十日条。なお、鎌倉期の將軍をはじめ御家の官位については、かつて1976年
四月「中世的国家編成と武家」及び1992年「鎌倉御家人と官位制」で論じたことがある。両論文は1996
年4月刊行の拙著「中世政治経済史の研究」第四章及び第五章に採録している。
- (21) 吾妻鏡 建暦元年十二月廿日条、この日以降何回かの要請をしたが許されなかつたのである。
- (22) 吾妻鏡 元暦元年六月二十日条。
- (23) 吾妻鏡 文治元年八月廿九日条。
- (24) 吾妻鏡 文治元年十月廿一日条。この件はこの日に源藏人大夫頼兼が京都より参上して報告したところによると去る五月に家人久実が昼御座御剣盜人を搦取った賞として頼兼は五位上に叙せられ家人久実
はまた兵衛尉を賜つたので息男久長に譲ったという。この場合は朝家より直接に授与されたことを鎌倉
に報告したことで問題にされなかつたのであろう（25）。そうした家人=郎従の活躍で任官した事例としては囚人前廷尉貞子息源太宗秀は季貞の存亡を見るために密々下向したのであるが、彼は弓馬の芸を伝
えられた上、矢を作る達者で矢野橋内より口伝をうけている人物であったという。たまたま上総国住人

中禪寺奥次郎弘長が知音であるため宗秀の矢を作るのを弘長に申し伝え、御意に叶ったとして御家人に列すべきの由を仰せ出されたという(26)。このように平氏を打ち破ってまだまもない時には家人や囚人季貞の子息を任官や御家人に迎えているのである。

- (27) 吾妻鏡 文治元年十月廿四日条。このように供奉人の行列には將軍のあとなど特別な位置で供奉にあつたのである。
- (28) 拙稿「中世政治経済史の研究」第五章参照のこと。
- (29) 吾妻鏡 文治二年一月三日条。
- (30) 吾妻鏡 建久二年十月十日条。
- (31) 註 (22) (23) 参照。
- (32) 吾妻鏡 正治元年四月十二日条。
- (33) 吾妻鏡 正治二年十二月廿八日条。頼家は將軍の時期は短命（病弱）であるとはいへ將軍なるが故に從四位上に叙せられた。正治二年正月十五日には禁色を聽されたり、安達景盛妾を彼の留守に寵愛したり、陸奥の新熊野社などの境相論で自筆で絵図に図示したり、城四郎長茂の伴類新津四郎已下古誅罰している。それなりの専権を使っていた点に注意したい。勿論、それには後だてに比企能員の一族がいたから可能であったのであろう。
- (34) 吾妻鏡 建保元年四月一日条。
- (35) 吾妻鏡 建保元年五月七日条。
- (36) 吾妻鏡 建保元年五月六日条。
- (37) 吾妻鏡 建保五年五月七日条。
- (38) 吾妻鏡 宝治元年六月五日条。
- (39) (38) に同じ。
- (40) 吾妻鏡 宝治元年六月一日条。
- (41) 吾妻鏡 宝治元年六月八日条。
- (42) 吾妻鏡 弘長三年八月廿五日条。
- (43) 中世法制史料集。幕府追加法四二〇文永元年四月廿六日。
- (44) 建保六年十二月廿六日条。このとき小山朝政と結城朝光らが服暇のため山城基行と萩野景員が参加が認められたのである。なお、この時の供奉隨兵以下の沙汰は基行の父である大夫判官行村が命ぜられたのである。
- (45) 註 (44) に同じ。
- (46) 「放生会をめぐる一節」（月刊歴史五号、1969年2月）、のちに「文士と御家人」2002年に補論三「十三世紀六〇年代御家人について」所収。
- (47) 鎌倉幕府法参考史料二〇では石築地の構築を命じているが、モンゴル二度目の襲来は1281年であるが、引安10年（1301）をはじめ嘉元二年、三年（1304～5）にもなっても「凶徒」襲来に備えて鎮西所領の武士たちには防戦の忠を求められているのである。
- (48) (47) に同じ。
- (49) 前掲書追加法質券賣地事、永仁五年三月六日条。
- (50) 前掲書追加法六五八及び六五九以下いずれも一部を廃止している。
- (51) 鎌倉遺文 第三十巻 二三三六三、平政連諫草、本文でもふれているが個々の「御家人」の身分には変化はないものの内実には変化がみられていることは平政連のいう通りである。本文ではふれていないが被支配階級の中心である「百姓」にも浮沈があり他方では有力名主があり沈没した側は下人などであろう。勿論、一揆などで実質的な地位の保持に努めたことは当然である。

(二)

(一) では將軍以下上位の御家人たちを問題としたのであるが、彼等は一門の「庶子」（血縁者）や非血縁の「家人」（もとは下級貴族の従者）や郎等（郎従とも書く）たちはともに主

人である御家人に従って戦闘集団を形成していたのである。彼等は庶子=家子は御家人となることができるが、家人・郎等は御家人となることは原則的にはなれなかつたのである。ところで（一）で述べるべきであったが東国の侍=御家人が元暦二年（1185）三月に兵衛尉義廉以下総計廿四人程が自由な官位の拜任が問題とされているが⁽¹⁾、いうまでもなく頼朝の認可を得ていないからであった。もっとも、この時期で文武官の任官者はどのような官職であるかも知ることができずこの注文に載せられていない他の者達も「永可レ令レ停止城外之思欽」とあり、右衛門尉友家と兵衛尉朝政などは鎮西下向の時、京に於いて拜任したもので「駄馬之道草済」⁽²⁾の如き行爲で同じく墨俣以東の下向を禁じているのである。こうした頼朝の許可なしに「朝家」に接して任官した事例をもう一つだけあげておけば文治二年（1186）年四月のことで、遠江守安田義定が同国の湖や岩室など義経を捜索したが見つけることができなかつたことを報告したところで、勝田三郎成長が過日玄蕃助に任じられたことを報告することなく狩りで得た鹿皮を献上しているがその折りにも成長の任官（正六位）について報告がなく「雅意」に任せて「尤奇恵」であり早く糺行せらるべしと命じられ思慮なく事を行つたことで後悔の気ありとしている。

さて、この項では侍=御家人と家人=郎等（郎従）との関係について述べることが中心点であるが、彼等はすでに述べたように御家人に従って戦闘集団を形成している存在であるから有力御家人などはかなりの郎等を擁していたのである。元暦元年二月、平氏を征伐するにあたつて大手大将軍源範頼に相従った兵士は五万六千餘騎といわれ、搦手の大将軍義経に相従った兵士は二万餘騎であったという。この数字はそのまま信じがたいが多くの家人=郎従が加わって参戦したものとみてよいであろう。

元暦元年六月、一条忠頼は威勢のあまり世を乱す存在として頼朝の命により誅殺されるのであるが忠頼の首を獲ったのは天野藤内遠景の郎従であった。もっともこのときに討れた一條次郎忠頼の家人甲斐小四郎秋家は歌舞曲が堪能だとして官仕することが許されている。前者の恩賞は天野藤内であろう。ところで平氏を敗った文治二年二月には京都に四項目を申しいれていが最後の項目では御家人官途事について、「各令レ住遠国久不レ可レ帶顯要官之由、依下令慎存給上、辞書八通被レ献覽之」⁽³⁾として官途につくことを辞退しているのである。郎等については洛中の警衛にあたっていた北条時政が鎌倉に帰るにあたって勇士三五人を京に留めたのであるが、平六兼仗時定は北条一族であって当然にも御家人であるが⁽⁴⁾、あつさの新大夫、の太の平二、やしはらの十郎、くははらの二郎、ひせんの江次、さかを四郎、同八郎、ないとう四郎、弥源次、ひたちほう、へいこ二郎、ちうはち、ちうた、等々の名称からみてすべてが御家人とはいえない者たちもいたとみてよいのであって、彼等は「郎等」として戦闘集団を構成し、洛中の盜賊などに備えた者とみてよいであろう。前備前守従五位下源朝臣行家は義経に同意したりして同年五月廿五日にさきの平六兼仗時定らの報告で殺害され首が鎌倉に持参されているが、彼の最後は相従った壯士は一両人だというから父子のみで郎従は従つていなかつた

ようである⁽⁵⁾。同二年五月廿八日の左馬頭能保の飛脚が鎌倉に参着して報告したところによると平六兼仗時定らが義経の聟である伊豆右衛門尉源有綱と合戦し、有綱は自殺し、郎従三人は傷死し五人の残党は擄取ったという⁽⁶⁾。

文治二年（1186）九月、糟屋藤太有季が京都で義経家人堀弥太郎景光を生捕り、又中御門東洞院で同家人忠信を誅殺したという。この場合の「家人」はかの源義経の従者であって、この段階では義経は追われる立場にあったから御家人ではなく有季と忠信は家人と呼ばれているが、義仲や平家の追討にあたっては御家人という位置にあったとみてよいであろう。忠信はもとより精兵であったから打捕るのは大変で多勢でもって攻め忠信と彼の郎従二人を自殺に追い込むんだという⁽⁷⁾。このように忠信はかの奥州の藤原秀衡（鎮守將軍從五位下）が二人の有力武士を義経につけて鎌倉の頼朝の挙兵に参加するというので従わせたうちの一人佐藤忠信であったのである。同年十二月では肥前国鏡社宮司職事について草野次郎大夫永平が定補され、且つ相伝に任せ、且つは奉公の労を優せられたという⁽⁸⁾。また同年十月十日に比企朝宗等は南都に打入り聖弘得業坊のあたりを捜索したがこれは義経を捕えるためであったが失敗し空しく帰洛したが⁽⁹⁾十二月十五日になって郎従を差し置いて聖弘得業坊に義経がもどるかも知れないとして待機させることにしたのである。郎従は戦闘だけでなくこうした面での行爲もしたのであった⁽¹⁰⁾。

次は文治三年（1187）十月、延暦寺所司が佐々木定綱郎従を相咎めたことで鬪乱になり殺害に及んだとして衆徒はこの事を聞き忽ち蜂起し噉訴に及んだためなお靜謐とならず下河辺行平、千葉常胤が上洛し鎮めて帰参したが再度行平が入洛し、群盜衆会の所々に郎従に命じて夜行を致し奇恵な人物八人を擄取り首を刎て常胤の上洛以前にはほほ解決したという⁽¹¹⁾。ここでも郎従が重要な役割を果たしているのである。なお、但馬国住人山口太郎家任という侍に対して同三年（1188）十一月に頼朝は御家人とすることを許している。彼は「弓馬達者」の勇士で最初は木曾義仲に属し側近の隨一の者であったが木曾逐電後は所々横行している間に北條時政に生捕られ召進され、保元三年（1153）の源頼義の下文を帶していることなどから本職安堵され御家人と認められている⁽¹²⁾。このように反頼朝側に属している者も迎え入れられたのである。こうした事例としては同年十二月、北條時政の計らいで橋次爲茂は免許を蒙り富士郡田所職を賜っている⁽¹³⁾。

文治四年二月、天野藤内遠景は去月鎮西より鎌倉に参着し、昨年の暮れ郎従に命じて貴賀井嶋の形勢を窺い追捕することを企てたが鎮西の御家人が一揆せず頗る無勢では困難で重ねて御教書を下さるよう依願している⁽¹⁴⁾。この件は同年五月遠景以下御使が貴賀井嶋で合戦し征服している⁽¹⁵⁾。いずれにしても御家人はこのように郎従を従えて戦っているのである。以上の例でみるかぎりでも、多くの御家人は家人や郎等を従えていることが解る。

文治五年（1189）七月、義経が自殺したにもかかわらず藤原泰衡を追討するとして頼朝は勿論、鎌倉出御の兵士の先陣は畠山次郎重忠で凡そ一千騎と吾妻鏡は言い武藏守義信を含めて百

四十八名の名前が記されているがこれは参加の御家人の注進交名をもとにしたものであろうか⁽¹⁶⁾、他の八百五十二人は郎従や小者達であろう。ところで頼朝は下野国古多橋駅で宿泊のさい小山下野大丞政光が駄餉を献じたさい紺直垂上下を着た人物が御前にいたので小山政光は何者かと尋申したところ彼は「本朝無双勇士」で熊谷小次郎直家であると答えている。これに對して何事で無双と号するのかと尋ねたところ、頼朝は平氏追討にあたり一谷已下の戦場で父子は相並んで命を棄てんとするような戦いを度々行った故であると答えたという。政光は大いに笑って君のために命を棄てる覚悟は勇士の志ざすところであると述べたところ、それは何も直家にかぎることではないが、但し直家の如き輩は「股肱の郎従」がいないため自身で勳功を勵んでいるため本朝無双勇士の号を揚げたのである。ところが政光の如きはただ郎従らを遣わして忠に抽んずる許りであるといわれたため、今度の合戦では御家人自らが無双の働きをすべきであるとして御家人である子息朝政・宗政・朝光ならびに猶子頼綱らに下知したという⁽¹⁷⁾。同年七月に新渡戸駅に着き奥州に近いため軍勢を確認するため御家人等面々に手勢を注申するよう指示している。そのため各々が着到を報告しているのであるが、城四郎は郎従二百餘人ということで頼朝を驚かしたという⁽¹⁸⁾。この城氏は越後国などで勢力を保持したことがあり、一族やこうした郎従を従えることは可能であったのであろう。その点では小山氏や城氏と異つて勢力のほとんどない熊谷氏とは比較にならないのであろう。ところで、この奥州合戦では郎従は相互に勇敢な戦いをいどんでいるばかりでなく敗死しているのである。なお、文治六年(1190)二月、頼朝は雑色眞近、常清、利定らを奥州に遣わして檢見にあたらせているが、戦いが再燃されたものの千葉新介胤正以下の御家人に追討を命じている。また合戦のおおかたは山沢を踏みこみこれを尋ね宗たる敵の在所を襲ったのは歩兵(郎等か)であって勝利し、今度の落人等は郎等については召進し、落人相論ならびに下人等事については傍輩互に喧嘩してはいけないということであった⁽¹⁹⁾。

ところで建久元年(1190)十一月に頼朝の第一回の上洛があるがその行列は

先貢金辛櫻一合

次先陣

畠山次郎重忠著黒糸威甲，家子一人，
郎等十人等相具之，

次先陣隨兵三騎列之，一騎別張替持，一騎胄腹巻行騰，又
小舍人童上髪負征箭，着行騰，各在前，其外不具郎従，

として三騎には小舍人童などが百八十人につづき，

次御引馬一疋，

次御小具足持一騎

次御弓袋差一騎

次御甲着一騎

次二位家(衣装等略)

次著水干輩負野矢

一番三騎相並で四六番まで百三十八騎が続き、

次後陣

勘解由判官

梶原平三相具郎從數十騎

千葉介以子息親類等爲隨兵

というもので準備段階では最初については貢金以下進物事については民部丞行政、法橋昌寛が担当者となっている。なお先陣と後陣には郎従が従っているのであるが畠山重忠の場合は家子一人と郎等十人ということであるが梶原平三景時（侍所所司）の場合は数十騎とあり郎従の人数が多いように思われるが有力御家人にはこの程度の郎従は従えていたのであろう⁽²⁰⁾。なお、頼朝自身はこの上京の折りに（同年十一月九日）勲功賞として權大納言に任じられさらに右近衛大将（同廿四日）に任じられているが十二月三日には両職を辞退している⁽²¹⁾。なお、勅命により度々勲功賞として御家人二十人を推挙するよう求められたが勅命再往のため十人が任命されることになったが、注目すべきは左兵衛尉に任命された平常秀は祖父常胤の勲功賞を譲りうけたものであり、平景茂は父景時の賞を譲りうけたものであり、藤原朝重は同じく知家の譲りのもので右兵衛尉では義村は父義澄の譲りによるもので左衛門尉では平義盛、同義連は勲功賞で藤原遠元は元前右馬允からの昇格であり、右衛門尉の藤原朝政は元前右兵衛尉からであり藤原能員は勲功賞として任じられたのである。ここで注目されるのは祖父や父の譲りをうけている例が多いことである⁽²²⁾。なお、（一）でふれるべき問題であるが頼朝一向の関東下向にあたって駿河守広綱（伊豆守仲綱子息）が將軍の前後の隨兵以下供奉人については入洛の時と同じであったというが逐電したため人々を驚かせ仰天させたという⁽²³⁾。もっとも、この問題については翌年の十一月に広綱子息加世丸がいうのには過日の上洛にあたっては京都に馴れた者として供奉人に定められ、かつ官位でいうならば最初に推挙され源家一族でも上臈に属しているのに帰りでは供奉人の列にもれ、さらには駿河国務についての要望にも達せられずこの二つの理由から眉目を失ったため遁世したのだと述べたという⁽²⁴⁾。この前者にみるように官位などの序列が如何に重視されているかの一例である。次ぎの問題も御家人に関する問題であるが、建久二年（1191）正月、洛中からの報告によると右馬允小野家長が前年十二月認められた官職を解官することになったが、これは頼朝の推挙なしに自由に任官したからであって父子ともに御氣色不快としてこのような処置がとられたのであった⁽²⁵⁾。また同年四月に日吉社と佐々木氏との間で対立が生じた。これは佐々木小太郎兵衛尉定重が佐々木庄で日吉社宮仕法師等に刃傷に及んだとして宮仕らは日吉神鏡を捧げて佐々木定綱の住宅に乱入りし、家中男女を譴責したため定重は怒って郎従に命じて宮仕一両人に対して刃傷に及びこの間誤って神鏡を破損したのであるという⁽²⁶⁾。これの発展として両者の対立は幕府との問題ともなるのであるがその詳細は省略するとして、すでに有力な御家人である佐々木氏にもこのようない郎従が在地にも存在しているということの指摘にとどめる。ただ佐々木定綱二男定重について

ていれば彼の流刑は止められ南都の要求で梶首されたのである⁽²⁷⁾。この件に関しては頼朝としてはこの難を遁れるべく種々働きかけたが実現しなかったのである。

さて、身分制の特色の一つはその地位の継承の一つとして世襲をあげることができる。建久三年（1192）六月に恩賞の沙汰があったがその中に文武の抽賞があった。それは前右京進仲業で「右筆勤」に励んだからであったというし、藤田小三郎能国は「弓馬芸」を継ぐため父の勳功賞跡を以って永く來葉を伝えるべきであるためだという⁽²⁸⁾。

翌年八月、範頼の家人当麻太郎が頼朝の寝所下にふせていたことなどが問題となり⁽²⁹⁾義経につづいて頼朝の弟範頼も伊豆国に下向し帰参が叶わず偏に配流の如き扱いをうけ家人当麻太郎は薩摩国に遣わされ結局は誅伐されたのである⁽³⁰⁾。なお、前述の文武の抽賞についていうと建久五年（1194）十月、頼朝は小山朝政の家を訪れたさい、この所に於いて弓馬堪能の者たちを招集し、旧記をみて先蹟をたずね流鏑馬以下作物射様を談じさせその故実について各々相伝の家説を尋ねたところ面々異なっているため前右京進仲業に彼等の意見を記させ明年の上洛のさい住吉社に参詣するので宿願を果さんがため堪能者をもって流鏑馬を射さしめ、もし京畿の輩が見物に及べば定めて東国射手本というであろうから後難なきよう評議をこらし若輩に学ばせるために下河辺行平以下18人を指名したという⁽³¹⁾。侍の家であるからか各々相伝の家伝を持っていたことが知られる。

さて、翌々年三月、石清水と左牛丸宮の社參のあと翌日石清水より東大寺供養に赴いたのであるが先陣の畠山と和田氏のあと隨兵は三騎相並び各々家子郎従を従え同じく甲冑を着し傍路に列したという。その御家人は百二十人で血縁の家子と非血縁の郎従を従えていたのでありそのあと將軍は車で相模守以下16人が狩装束姿で、次いで隨兵が三騎相並び家子郎等は先陣の如くであったという。その後陣の御家人は百二十三人であった。そのあと後の後陣は梶原平三景時と千葉新介で後者については郎従数百騎を従えていたという。最末は前掃部頭など10人で、最後の越後守については家子郎等を相具し、この十人は水干を着していたのであるという⁽³²⁾。これであきらかなことは有力御家人達は家子、郎等（従）をそれぞれ従えていたことが解る。しかし、熊谷氏の例のようにそれぞれの勢力によって郎等たちの人員には多寡があったであろうことはいうまでもない。ところで一谷合戦では大手が五万六千餘騎、搦手が二万餘騎からみるとこの数字は誇調したものと思われる。この他、頼朝以下は参戦していないのであるからなおさらである。また第一回の頼朝上洛の時も八月には宿所の件は六波羅に新造御亭をつくるよう奉行を定めているし頼朝の家人共の屋形をたてる必要があるし、頼朝の宿所地はたびたび命じたもののその所は治定せず作事奉行人に於いては材木の如きは用意のため上洛させており、七月末に東路のあたりの広い地と決定したようである（建久元年七月廿七日）が、最終的には故池大納言舊跡と決定し、作事にかかったという⁽³³⁾。他方では上洛の間の鎌倉が留守となるのは問題で御留守兵士を定められ御家人等に近々の所領（伊豆国）廿餘所をあてがわれたという⁽³⁴⁾。第二回目の上洛にあたっては行家・義経の残党がいるとの風聞があり海道辺駅々に子

細を尋聞し、若し事実であるならば秘計をめぐらして搃取るよう命じている⁽³⁵⁾。なお、参加者の装束については最末の十一人については水干とあるのみであるがしかるべき侍らしき装束を具したものであろう。いずれにしても、二回目の上洛をみても献上品とともに多くの費用が必要であったし、個々の御家人にとっても郎等を引きつれての参加であったから大変であったろう。なお、二度目の上洛のさいには洛中は御乗車であったが天王寺に参上するにあたっては鳥羽からは船を借りて行き、政子は渡部より御車を用い女房たちも出車であったという。隨兵以下は皆騎馬で將軍のすぐあととの源蔵人大夫頼兼以下14人は水干の装束で、最末の和田義盛には家子郎等が従ったという⁽³⁶⁾。なおこの度の二度目の頼朝軍の上洛の最大の目的は東大寺供養に参ることで和田義盛、梶原平三景時以下相共すの兵士数万騎の壮士が寺の四面近塙など侍所の別当司たちが警固にあたったという⁽³⁷⁾。もっとも他方では参内したり丹後局を六波羅に招き頼朝の姫君と対面させたり砂金三百両などを贈物しているのである⁽³⁸⁾。その詳細はふれるべきところではないがある目的があつてのことであったのである。天王寺参上のあと頼朝は兼実殿下と「都鄙理世事」などを談じているが、第一回のときとは異なった対応をとっていたのである⁽³⁹⁾。

さて建久十年は四月廿七日に改元し、正治元年となるのであるが、建久十年三月二日に頼朝の四十九日の佛事が行われているから、一月には頼朝は死亡しており、二月には頼家が左中将に任じられ征夷大将軍源頼朝の遺跡を継承することになり、彼の家人郎従等に対しては旧の如く諸国守護人が奉行するよう宣下の状が到着している⁽⁴⁰⁾。ところが二代將軍頼家は頼朝のように決断することが停止され、向後は大小事でも北条氏など十三人の談合を加えて成敗を計ることになったのである⁽⁴¹⁾。このうち掃部頭親能は在京中であったから談合には加わらなかつたことになる。とはいっても頼家は安達景盛が使節として参河国に行くことを固辞したのであるがそれは去春之比、京都より景盛の好女を招き下したこともあって片時も別離を愁いたがためであったものの父が奉行として務めているため遁避することはできず遂に首途となつたのである⁽⁴²⁾。数日後中野五郎能成を遣わして景盛の妾女を小笠原弥太郎宅を使用して寵愛殊に甚しかつたという。参河国では室平四郎重広が若干の強窃盜人等を率いて路次往反の庶民を煩わしたため治罰を加えるために安達景盛の派遣となつたのだが、八月十八日に帰参した景盛の報告によれば彼國に逗留して遠慮を廻して郎従を方々に分ち遣わしたが兼ねて以つて逐電の間、その行方は解らず帰参したという⁽⁴³⁾。この場合も具体的な活動は郎従たちであったのである。もどつて來た景盛は妾女のことで怨恨をいだき訴えたところ頼家は小笠原らに命じて景盛を誅殺するよう命じたが尼御台所（政子）は盛長入道宅に逗留し、景盛を召して頼家の張行を止め景盛には野心はないとして起請文を提出させることで落着させている⁽⁴⁴⁾。さらに同年十月には梶原景時が結城七郎朝光の言葉じりをとらえて讒訴に及び大問題に発展した。即ち六十六人が署名して（一揆）梶原氏に対抗することになった⁽⁴⁵⁾。景時は上京して武田有義を將軍に擁立しようとしたようであるが敗北し景時ならびに子息二人をはじめ凡そ伴類三十三人の頸を路

頭に懸けられたという⁽⁴⁶⁾。この合戦記録は御前で読みあげられたというが飯田五郎の手によって景時の郎等二人、渋河次郎の手によって家人四人、船越三郎によって家子一人、大内小次郎によって郎等一人が討取れている。このように家子・郎等など御家人以外の人物も討取れているのである⁽⁴⁷⁾。

正治二年（1200）四月、江馬太郎主がいうのには郎従の身として諸院宮昇殿者を殺害し武士においてはまたさしたる本意に非ずとも白昼に行ったのは重科であり直ちに使庁に召進し誅さるべきと申したという⁽⁴⁸⁾。ところで同年十月、工藤小次郎行光郎従藤五郎、藤三郎兄弟は奥州の所領より鎌倉に参向の折り、白河関あたりで芝田を追討すべき由を聞き馳せ帰って貳主を退散させたのは偏に件の兩人忠節によるとの報告があり、工藤小次郎行光は頼家の陪膳に候じた折り、件の郎従は弓馬隠徳顯し、これについて其号をたずねその顔をみたこともないので召進するようにいわれ、郎従藤五郎、藤三郎、美源二をみた頼家は皆勇士の相を備えているとして一人を御家人に加える由を仰せられたところ行光がいうには平氏追討以降父景光が戦場に赴き万死一生をえたこと十度に及び、その間、多くもって彼等のために命を救われた。行光また家業をつぎ御敵退治の日、上においては我朝勇士、悉く御家人となっているので、自分としては僅にこの三人を御家人にと望んだところ行光の申すところは弓馬に達していることのみでなく言語また詳であるとして早く三杯を傾けるようただちに盃を下されるように命じ北条五郎が銚子を取って勧め賜わったという⁽⁴⁹⁾。これまで御家人と郎等などの従者の関係については私はほとんど述べることはなかったが、頼朝の時代には全く郎従などが御家人に認められたことはなく、建久三年（1192）八月で、去る夏他界した雑色成里について「有多年之功、仍御氣色快然、頗与御家人無勝劣」と述べ、彼の子孫を尋ねた処、彼子息成沢が越中国より参上したので、この日にあって直ちに憐愍仰せをたまわったという⁽⁵⁰⁾。少くともこのかぎりでは御家人と勝劣なしとしてその子孫に言葉をかけ何か褒美を与えたにとどまったにすぎないとみてよいであろう。幕府法の検討では郎従たちを御家人に任ずる規定はみられないし、後述する事例からみて、先程の例は例外的な事例とみるべきであろう。勿論、文永・弘安の役では非御家人をはじめ多くの者達に参加を呼びかけたがあの戦争では所領を得たわけではなく、そう簡単に御家人にはなれなかったのである。

次はあの奥州合戦で越後国住人平城氏が二百騎をひきつれて参加したことを頼朝は喜んだがこのたびは大番役勤仕で在京していた飛脚の報告では関東を追討するよう要請した勅許もおりず残留した郎従で小山朝政とたたかわせ自からは逐電してしまい勢力が急落したことが解る。ここでも戦闘は郎従任せであることが知られる。その城長茂は伴類新津四郎以下とともに吉野奥で誅殺され、長茂以下伴党四人の首は大路に渡たされたという⁽⁵¹⁾。このあと建仁元年（1201）にはまた城小太郎資盛（資永子息、長田甥）が北国の輩を招いて叛逆を試みている。これに対して佐々木三郎兵衛尉盛綱（法名西念）は資盛を誅殺すべく帰参していには郎従又多く誅されたが資盛軍を打ち破っている。この合戦でも双方ともに郎従達は戦闘集団として戦い犠牲を

出しているのである。翌建仁三年（1202）四月でも伊豫国御家人河野四郎通信は幕下將軍以来殊に奉公節に拘するとして当国の守護人佐々木盛綱奉行に懸るとしなかったが別して勤厚を致すべしとして兼て又旧の如く國中近親ならびに郎従に相従うべきとして御教書を賜っている。ここにも郎従の活躍をみることができる⁽⁵²⁾ 同年六月に伊豆奥の狩倉に着いたところであるが伊東崎といわれる山中に大洞があって新田四郎忠常主従が松明をもってその穴に入ったところ忠常は帰ることはできたが日光にあたり河向に奇特を見て郎従四人は忽に死亡したという⁽⁵³⁾。ここでも新田忠常には少なくとも四人の郎従がいたことが解る。

さて、この年の八月廿七日に將軍家御不例があり、緯危急の間として譲補の沙汰があるとして舍弟（実朝）に関西三十八ヶ国、病惱となったということで頼家の長子一幡君に關東二十八ヶ国地頭ならびに惣守護職を譲ることになったという⁽⁵⁴⁾。このため家督の外祖父比企能員は舍弟に譲補のことを怨み外戚の權威から独歩の志をもって叛逆を企てるとして千幡君ならびに支持の諸家臣下に対して謀ろうとしたという。これにより鎌倉中が太だ物騒となり國々御家人が競参したという。比企能員は將軍家妾、若君の母若狭局に訴申し、北条氏を追訴すべきとしたという。その理由は威權を二つに分けて子と弟の靜謐を計るように似ているものの、これは國の基を擾乱するものだというのである。こうして北条一族が存在するならば將軍家の家督は奪われるとして頼家は能員を病床に招いて北条氏の追訴の儀を話合、かつそれを許したのであった。この話合は政子の知るところとなり政子の女房より遠州（時政）に御書を以て知らされている。こうして政所別當広元に能員は招れ、参向することになったが、他方時政は天野民部大夫らを呼び能員は謀叛を企て今日追伐すべきとして各々に討手として命じたところ天野は軍兵を出撃することはまづいとして能員を御前に召寄せて誅伐すべしと申したという。能員の方は家子郎等らは甲冑を着し弓矢を帶びて相従うと述べたところ、あえて警固の備えは必要なしと述べたという。他方の時政は甲冑を着し中野四郎らを召して弓矢を帶び両方の小門に儲けるよう指示していた。能員は平札白水干葛袴を着て黒馬に駕し郎等二人、雜色五人をひきつれて惣門に入り沓脱を昇廊し妻戸を通り北面に参ろうとするところを誅戮されたのである。比企一族などは一幡君御館に引籠っていたのであるがことの由を告げられた一族郎従は尼御台所の命により件輩を追訴するよう命じ、その大軍に対し能員聟（糟屋藤太有季）等は防戦したもの景朝や郎従数輩は傷をこうむり引退、畠山重忠の壯力のある郎従を入れ替えて攻めいり、火を館に放ち各々若君の御前で自殺、若君はこの殃を免れ廷尉嫡男餘一兵衛尉の姿を女人に假りて遁出したものの路次で加藤次景廉のために梶首されている⁽⁵⁵⁾。夜には渋川刑部烝能員も舅も誅戮されている。いずれにしてもこの北条氏と一幡君方の比企氏相双の御家人ばかりでなくそれぞれの郎従も犠牲となっているのである⁽⁵⁶⁾。こうして二代將軍頼家は落飾し、同年九月十日に千幡君（のちの実朝）が推挙されて三代目の將軍となったのである⁽⁵⁷⁾。さて、御家人や郎従を問題にしたため支配下の百姓等についてふれるところがなかったが建仁三年（1203）十一月入道左金吾の（頼家）近習之輩は遠流に処せられている。もっとも元久元年（1204）七月に左金

吾禪閻年廿三で当国修禪寺で死去している⁽⁵⁸⁾。翌年六月に牧御方の要請により朝雅に対して讒したとして畠山重忠父子を誅すように求めたという。理由は去年畠山六郎重保に悪口をいわれたことだという。このことを時政にいいさらに式部烝時房等に告げたところ重忠は治承四年以来もっぱら忠直をつくし、なかんづく金吾將軍方に候じながら比企能員との合戦のときには御方に属し忠をつくし父子の礼を重ねた。重忠は時政の聟であり、なんで叛逆を企てるであろうかといったが牧御方の使者備前守時親はすでに重忠の謀叛は発覚したと時政に訴えたため相州はこの上は賢慮あるべきであると申したという。こうして謀叛の輩を誅すべしとして畠山六郎重保郎従三人を相具して由比濱の辺に向ったところ三浦平六兵衛尉義村の仰せにより佐久満太郎を召して重保を相囲のところ雌雄決せず多勢を破ることはできなかったが重保主従を誅戮したあと多くの軍勢の攻撃をうけ愛甲三郎季隆の発する箭にあたり四十二才で重忠も首を取られ相州の陣に献じられている⁽⁵⁹⁾。

閏七月、牧御方は奸謀をめぐらして朝雅をもって関東將軍となし当將軍を謀ろうとしたため時政亭にあった將軍を義時亭に移し、時政招集の勇士は義時側についたため、時政は俄に落飭（年六十才）し、同時に出家の輩も多数にのぼったという⁽⁶⁰⁾。こうして義時が執權となったのである。なお、河野四郎の勳功は他と異なるとして伊豫國御家人廿二人を守護の沙汰をとめ河野四郎通信の沙汰として御家人役を勤仕させることにしたという⁽⁶¹⁾。その三日前朝雅は仙洞より退出後刑部大夫経俊六男、山内持寿丸に射留られているし⁽⁶²⁾、その前日には時政禪室は伊豆北条郡に下向している。

翌月七日、宇都宮頼綱謀叛発覚とされたが結局は義時に状を献じ、それには小山朝政の副状もつけられていて、謀計はないとして記しているがこうしたことになったのは朝政の説得によるところが大きかったようである⁽⁶⁴⁾。同月十六日には宇都宮三郎頼綱は下野国で遁俗し、同じく出家した郎従は六十人だったというからかなりの郎従を擁したことになる⁽⁶⁵⁾。

建暦二年（1212）御所侍所で宿直田舎侍が鬪乱を起こし、死者二人、刃傷者二人で、伊達四郎と萩生右馬允等であったというが死者は両方とも郎従であったという。翌日、各々配流されたという⁽⁶⁶⁾。

ところで北条時政のあと実権を掌握したのは尼將軍と北條義時であるが勿論將軍は実朝である。さて長々と御家人と郎等（従）や家人の関係についてふれてきたが、すでに人文紀要84号で法的には両者には身分的な差のあることを述べてきたつもりであるが実朝が將軍となって6年程で11才であった時にすでに執權であった義時は年来の郎従（皆伊豆國の住民で主達と号していたという）之中、有功の者を侍=御家人に準ずべきの由を望申したところ「内々有其沙汰、無御許容於被聽其事者、如然之輩、及子孫之時定忘以往由緒、誤企幕府參昇欵、可招後難之因縁也、永不レ可有御免之趣、嚴密被仰出云々」⁽⁶⁷⁾ということで、有力者=執權の義時の要望も認められていないのである。こうした方向を厳密に守るようにしているのは政所や政子の意向なのであろうか。御家人と郎従とはやはり身分的に区分さ

れていたとみてよいであろう。郎従は御家人の戦闘集団として従者として重視されていたとみてよいであろう。勿論、御家人が戦闘にかかわっていないわけではないが平時には大番役など御家人役を務める役割が重視されていたとみてよいであろう。とくに鎌倉期ともなれば御家人として一族とともに前述の役割を果たし、少くとも有力御家人は指揮者的な地位であったようであるし、郎等は平時にあっては庄官たちとともに年貢徵収などの仕事があったのではなかろうか。とくに平時にあっては庄園公領などの検非使的仕事をになったものではなかろうか。

勿論、御家人の所領内にあっては前述のように対立的な問題などが生じた場合には警察的な役割も果たしたのである。

建保元年（1213）五月の和田合戦では郎従たちもかなり参戦したと思われるが、建暦三年五月二日の合戦に討たれた人々の日記では多くの御家人が死亡しているが和田一族の項には十三人の御家人の後に「此外小者郎等ハ不_レ注」とあり横山人々三十一人以下にはそうした記載はないが、逸見五郎など他氏族を含めた卅七人の死亡者の項にも「此外小者郎等をは不_レ注」とある。勿論、この二つの集団のほか四つのグループの御家人と思われる人達は計92人にのぼっているからこれらの人達にも郎等が従軍したと思われるし、捕虜は廿八人で三浦太郎父子など若干の郎等も含まれているように思われる。御方討たれた人は筑後四郎兵衛など五十人で、この他手負源氏侍千余人とあり、こちらには何故か郎等については何もふれていない⁽⁶⁸⁾。

建保六年（1218）六月、実朝が大将に任せられたので鶴岡拝賀のため参詣しているが、将軍のすぐ前は番長下毛野敦秀でその前には郎等二人がおり、検非違使のあと江判官代能範には布衣冠、革緒、細尻鞘太刀、郎等三人、雜色四人、調度懸一人、放免四人といった装束と従者等が従っているのをみることができる⁽⁶⁹⁾。翌年の実朝の鶴岡八幡宮の御参賀は雪が二尺も積った正月廿七日に行われたのであるが、その行列では前回と同じで検非違使のあとに続いた大夫判官は束帶、平塵蒔太刀、舍人一人、郎郎四人、調度懸、小舍人童各一人看督長二人、火長二人、雜色六人、放免五人であった。しかも路次の隨兵は一千騎であったという。だが実朝は神拝を終って退出のところを別当公暁が石階の際に窺て父の敵を計つ由とし声をあげたという。義時は左右なく誅殺すべきと下知したというがこの阿闍梨（公暁）は太武勇に足る「直也人」ではなく輒しく謀るべきでなく頗る難儀の由を各々相議したところ「勇敢之器」をえらんで長尾新六定景を討手に遣わし彼は雜加次郎（西国の強力者）を従えて定景が公暁の首をとったという（時に公暁は年廿才）がこの場合でも郎等五人を引きつれていたのである⁽⁷⁰⁾。

こうした関東の対立抗争をみて「朝家」では関東を伺うことになるのである。かくして承久三年（1221）には北条義時追訴の宣旨が五畿七道に下され⁽⁷¹⁾有名な北条政子の指示が秋田城介景盛に示されるのである。この間、東海、東山、北陸の三軍合せて十九万騎が結集し⁽⁷²⁾その交名は以上の数字であるが誇調した数字であろうが、当然のことながら一族に引き従った郎等なども含まれていたものと思われる。というのは「合戦数反」双方の郎従多く以って戦死とあるが、承久三年六月に官軍は敗北したのである。

六月十四日宇治合戦で敵を討った人々の中に押垂三郎兵衛尉は一人郎等を討つ、豊島九郎小太郎は二人郎等を討ち、大和太郎左衛門尉は二人の郎等を手討したなどとあり、生取七人、僧も生取りとなっている。生取りを含めて九十八人が判官代の日記にふれられている。金持兵衛尉日記には八十四人が討ったとあるが、山城右衛門尉などは十六人、河村太郎は三人の郎等を打っているし勅使河原五郎兵衛尉も郎等一人を討っている。その他京都で討ったと記したものは七十三人で、六月十四日宇治橋合戦手負人々は三十五人、十四日では九八人、御方手負人は64人などとある⁽⁷³⁾。この中には名前不明、身分不明、僧達も含まれている。

ところで84号で装束等についてはふれているが安貞二年（1228）將軍頼経が十月十五日御方違のため小山入道の左衛尉懸御調度のあとの供奉人は騎馬五位水干、六位鳥帽子直垂三十一人という装束であった⁽⁷⁴⁾。いずれにしても、承久の乱（1219）のあとは鎌倉幕府の支配体制は比較的安定することになるが將軍頼経を擁してみずから執権時頼にかわろうとする陰謀が発覚し、北条光時は出家し所領は没収され伊豆に流されるという事件が（寛元四年（1246）五月）起きている⁽⁷⁵⁾。その翌年若狭前司泰村が独歩の餘り嚴命に背いたとして誅罰を加えるべきとの沙汰があり、能々謹慎あるべきとの簡面に記したものが鶴岡宮の鳥居の前に立て置かれたことから諸人が見ることになり三浦氏の行動が注目されることになった⁽⁷⁶⁾。この年の六月には近国の御家人が時頼のもとに集ったことなどもあり、泰村としては野心のないことを告げている。同月四日には三浦一族の若狭前司ならびに一族等の郎従眷族が彼是れ諸国の領所より彼の西御門宿所に結集したため鎌倉中の門々戸々に自他の軍勢が集ったので、締すでに重事に及ぶ形勢となった。こうして三浦合戦となり三浦泰村及び一族の郎従精兵等々御家人のみならず郎従も参戦しているのである。だが三浦泰村以下三浦一族は敗れ法華堂で自滅するのであるがこのときの泰村以下宗たる輩二百七十六人で都合五百余人が自殺したという。そのうち幕府の番帳に聽された類は二百六十人というからこれらは御家人といってよいであろう。この時期最有力な氏族といえば三浦氏であってその他二百四五十人は郎従であったとみてよいであろう。すでに若狭前司泰村の次男駒石丸は時頼の養子になっていたのであるがそうしたことは平和的に解決することには関係がなかったのである⁽⁷⁷⁾。また頼朝時代の確立期、さらには泰時時代以降のある時期では大きな対立（内部対立）である合戦は少いが最後的には弘安八年（1285）となると実質的な権力を擁する得宗家の家令（執事）であった平頼綱と関東御家人の有力な家系に生れ引付衆、秋田城介が評定衆となり娘が北條時宗に嫁し貞時を生んだことから勢力を拡大し争って敗れた。

五通ほどの残された文書によると泰盛をはじめ一族や与党人の御家人をはじめその他五百人が自害とか、死者卅人手オイ八十人許りなど聞書は記しているが、恐らくこの合戦では氏名を記していない五百人などには多数の戦闘員となった郎等が存在していたろう。なお、安達側には少くとも武蔵、上野の御家人たちも与同したことはあきらかである。この有力者長崎氏（平）は代々内管領を務め父高綱のあとをついだ高資は北條高時の内命をうけて敵の討伐に失敗して

いるが彼もまた内管領であったから多くの与同人とともに郎従を従えていたであろう⁽⁷³⁾。

- 註 (1) 吾妻鏡 文治元年四月十五日条。
- (2) 註 (1) に同じ。
- (3) 吾妻鏡 文治二年二月二日条。
- (4) 吾妻鏡 文治二年三月廿七日条。
- (5) 行家はかの源爲義の十男で備後守や備前守を務めたものの頼朝と対立した義経と行をともにしたことなどでこうした処置がとられたのであろうし、最後は父子のみのようであるから郎等などは離散してしまったのであろう。
- (6) 源有綱の場合も郎従は少く三人は傷死し五人は擄取ったという。
- (7) 義経の有力な家人堀弥太郎景光を生虜とし、同じく家人忠信を誅殺したという。忠信は大変な勇士で輒く討取ることはできず多勢で攻めたため郎従二人と自殺したという。
- (8) 草野次郎大夫永平はすでに御家人であったろう。
- (9) 吾妻鏡 文治二年十月十日条。
- (10) 吾妻鏡 文治二年十二月十五日条。
- (11) 吾妻鏡 文治三年十日七日条及び同月八日条。
- (12) 吾妻鏡 文治三年十一月廿五日条。家任が御家人として安堵されたのは譜代源家御家人の證拠として源頼義の保元三年の下文を備進し見せたからなどであった。
- (13) 吾妻鏡 文治三年十二月十日条。
- (14) 吾妻鏡 文治四年二月廿一日条。
- (15) 吾妻鏡 文治四年五月十七日条。
- (16) 吾妻鏡 文治五年七月十八日条。
- (17) 吾妻鏡 文治五年七月廿五日条。
- (18) 吾妻鏡 文治五年七月廿八日条。
- (19) 吾妻鏡 文治六年二月五日条。
- (20) 吾妻鏡 建久元年十一月七日条。
- (21) 吾妻鏡 建久元年十二月三日条。
- (22) 吾妻鏡 建久元年十二月十日条。
- (23) 吾妻鏡 建久元年十二月十四日条。
- (24) 吾妻鏡 建久二年十一月廿七日条。
- (25) 吾妻鏡 建久二年正月廿三日条。
- (26) 吾妻鏡 建久二年四月三日条。
- (27) 吾妻鏡 建久二年六月廿日条。
- (28) 吾妻鏡 建久三年六月三日条。
- (29) 吾妻鏡 建久四年八月十日条。
- (30) 吾妻鏡 建久四年八月十七日条。
- (31) 吾妻鏡 建久四年十月九日条。
- (32) 吾妻鏡 建久六年三月十日条。この上洛は頼朝にとっては二度目の上洛でその一応の目的は東大寺供養のためということであった。
- (33) 建久元年九月廿日条。
- (34) 建久元年九月廿一日条。
- (35) 建久六年二月十二日条。この日には比企四郎能員、千葉四郎常秀が使節として俄に上洛しているが、これは義経等の残党や路次障害等々伺い知るためであった。
- (36) 吾妻鏡 建久六年五月十八日条。及び吾妻鏡 建久六年五月廿日条。
- (37) 吾妻鏡 建久六年三月十二日条。なお、その前日には八木一万石、黄金一千両、上緞一千疋を奉加したという。
- (38) 吾妻鏡 建久六年三月廿九日条。

- (39) 吾妻鏡 建久六年五月廿二日条、この日参内のついでに閑白となっていた兼実と対面しているが第一回目の上洛の時とは様子が変わっていて、むしろ親鎌倉派公卿吉田経房とは当時の「世務」のことや後白河法皇の御代のことなど談話は数刻に及んだという。彼との面談は兼実との一回目の対面し談話した四月十日の翌々日であった。
- (40) 吾妻鏡 正治元年二月六日条。
- (41) 吾妻鏡 正治元年四月十二日条。
- (42) 吾妻鏡 正治元年七月十六日条。
- (43) 吾妻鏡 正治元年八月十八日条。
- (44) 吾妻鏡 正治元年八月十九日及び二十日条。
- (45) 吾妻鏡 正治元年十月廿七日条。
- (46) 吾妻鏡 正治二年正月廿一日条。
- (47) 吾妻鏡 正治二年一月廿三日条。
- (48) 吾妻鏡 正治二年四月十日条。
- (49) 吾妻鏡 正治二年十月廿三日条。
- (50) 吾妻鏡 建久三年八月廿二日条。雑色成里は御家人と勝劣はないといっているもの他界していたこともあるが子息成沢は越中国より参上したものの御家人とはしなかったのである。
- (51) 吾妻鏡 建仁元年二月三日条。及び同年三月五日条。
- (52) 吾妻鏡 建仁元年四月二日条及び三日条。
- (53) 吾妻鏡 建仁三年六月三日及び四日条。
- (54) 吾妻鏡 建仁三年八月廿七日条。
- (55) 吾妻鏡 建仁三年九月一日及び二日条。
- (56) 吾妻鏡 建仁三年九月三日条。この結果、能員余党等は或は死罪、多くもって糾断され妻妾ならびに二歳男子は和田義盛に預けられ安房国に流罪とされている。
- (57) 吾妻鏡 元久三年（1223）十九日頼家は死去している。
- (58) 吾妻鏡 建仁三年九月十日条。
- (59) 吾妻鏡 元久二年（1224）六月二十一日条。
- (60) 吾妻鏡 元久二年閏七月十九日条。
- (61) 吾妻鏡 元久二年閏七月廿九日条。
- (62) 吾妻鏡 元久二年閏七月廿六日条。
- (63) 吾妻鏡 元久二年閏七月廿日日条。
- (64) 吾妻鏡 元久二年八月七日条。及び十一日条。
- (65) 吾妻鏡 元久二年八月十六日条。
- (66) 吾妻鏡 建暦二年六月七日条。
- (67) 吾妻鏡 承元三年十一月十四日条。これまでの私の知るかぎりでは郎従が御家人となることを認められたのは頼家時代の一例のみである。
- (68) 吾妻鏡 建保元年六月五日条。
- (69) 吾妻鏡 建保六年五月九日条。
- (70) 吾妻鏡 承久元年正月廿七日条。
- (71) 吾妻鏡 承久三年四月十九日条。すでに幕府の聽政は政子であったが追討宣旨は義時に出されている。
- (72) 吾妻鏡 承久三年五月二七日条。当然にも郎従小者などが含まれていたであろう。
- (73) 吾妻鏡 承久三年六月十八日条には尋究のうえ交名を注して武州に送り勳功賞が行われるとある。
- (74) 吾妻鏡 安貞二年十月十五日条。
- (75) 吾妻鏡 寛元四年五月廿五日条。
- (76) 吾妻鏡 宝治元年五月廿一日条。
- (77) 吾妻鏡 宝治元年六月五日条。
- (78) 鎌倉遺文 第二卷 一五七三四~一五七三八号文書

おわりにあたって

本稿は鎌倉武士の身分序列、上位は將軍及び北条氏など各國守などで他は有力御家人でも五位六位であって下位の御家人は六位七位であった。勿論、これは官位を目安にしたものであるが、彼等に従属し、戦いでは戦闘集団として活躍した郎等（郎従）で、こうした侍も侍の身分内の身分として支配階級を構成し、被支配身分には「百姓」「職人」「商人」などが存在した。本稿では主として前者を問題にし後者については若干ふれたにすぎなかった。というのは鎌倉期では宗教領や公家領には主として軍事的要請でもなければ関与することができなかつたからでもある。いずれにしても、法や慣習ではこの身分は厳然と存在しているように見えるがその内実は（とくに経済的）変化していたことは確かであり、矛盾が存在していたことは悪党研究や「百姓」の動向などであきらかにされている。今後の課題はこうした被支配身分を検討することである。

さらにいうならば、本稿は中世の一部の身分を問題にしたのであるが、近代国家は法の上では人々は平等であるが、大正期の原敬が「平民宰相」といわれたように戦前では華族・士族・平民・新平民といったことが身分的遺制としても残っていたのである。こうした問題を許されないとして自由民権運動などが存在したものの婦人が参政権を得てからいまだ60有餘年しかたっていないのである。高度経済成長が終り、今日では「格差」社会が問題となり、なる程自由な社会になったものの生命の生存がおびやかされている状態にあるのである。法が実質的に守られる社会にならないと形態は異なるが格差が固定化されれば古い時代に逆転することも可能性としてはあり得るのではなかろうか。

On Social Positions under the Kamakura Shogunate

KITAZUME Masao

Abstract

The previous work on social positions under the shogunate attempted a certain investigation into backgrounds (family histories) and shogunate law, in addition to customs. However, the Mirror of the East (*Azuma Kagami*), customs and a number of historical texts from the Kamakura period (of which few were relevant) were the basis for the reinvestigation. A deeper understanding seems to have been achieved regarding the shogun and the shikken (regent to the shogun, the same office occupied by Oe no Hiromoto), in addition to powerful samurai of fifth and sixth rank, middle lower class sixth and seventh rank samurai, and the vassals who supported them, although on this occasion this research was unable to sufficiently investigate the peasants whom they ruled.

Keywords: powerful samurai, lower middle class samurai, vassals

(きたづめ まさお 札幌学院大学 名誉教授)